

# 岐阜県公報

第二千四百二十八号  
平成二十五年三月十五日

(金曜日)

## 目次

### 公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

(地域課) 一七八ページ

### 告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

(廃棄物対策課) 一七八

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 一七九

指定医療機関の廃止の届出

(同) 一八〇

指定医療機関の休止の届出

(同) 一八〇

指定医療機関の名称等の変更の届出

(同) 一八一

指定訪問看護事業者等の指定

(同) 一八一

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 一八一

道路の区域変更

(道路維持課) 一八三

道路の供用開始

(同) 一八三

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 一八三

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一八五

### 公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業流通課) 一八六

県営土地改良事業の換地処分

(農地整備課) 一八七

岐阜県森林地理情報システム再開発及び運用保守委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(森林整備課) 一八七

### 公共測量の終了

岐阜都市計画の図書の縦覧

(用地課) 一八七

美濃加茂都市計画道路事業の周知

(都市政策課) 一八八

指定管理者の変更の届出に関する公示

(街路公園課) 一八八

道路交通法に基づく技能検定員審査(大型・中型・普通・大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

(同) 一八八

道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・普通・大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

(運転免許課) 一八八

大特・普自二・牽引・大型二種・中型二種・普通二種の実施

(同) 一九〇

公安委員会規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県公安委員会

委員長 石井成一

岐阜県公安委員会規則第一号

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（昭和三十四年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表二の表岐阜中の部駅前交番の項中「田神三丁目」を「田神町三丁目」に改め、同表岐阜羽島の部正木同の項中「正木町森一〜十六丁目」の下に「正木町坂丸」を加え、同部竹鼻同の項中「江吉良町」の下に「江吉良町江中一・六・七丁目、江吉良町江西一・三丁目」を加え、「福寿町浅平一〜五丁目、福寿町千代田」を「福寿町浅平一〜五丁目」に改め、同表大垣の部桑田同の項中「坂下町、曾根町」を「坂下町」に改める。別表三の表岐阜羽島の部桑原同の項中「桑原町西小藪一〜三丁目」の下に「桑原町平太一丁目」を加え、「平太一丁目」を削り、同表揖斐の部小島同の項中「瑞巖寺」を「瑞岩寺」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第百三十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

廃止済産業廃棄物最終処分場に係る指定区域

| 指定番号 | 所在地  | 埋立地の区分   |
|------|--|--|
| 産 六七 | 大垣市深池町字宮西一九二番一、一九三番一   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地 |
| 産 六八 | 安八郡輪之内町下大樽新田字田瀬二一七一番三  | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地   |
| 産 六九 | 大垣市釜箇町一丁目一八六番一、一八六番二   | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地   |
| 産 七〇 | 海津市海津町福江字卯改三三六二番一の一部、三三六二番三七の一部、三三六二番三八の一部、三三六二番四〇の一部、海津市海津町万寿新田字七番割六七一番一の一部 | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地   |
| 産 七一 | 海津市平田町岡字走り下九三四番八、海津市平田町岡字外畑一一四三番四、一一四三番一八                                    | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地   |
| 産 七二 | 安八郡安八町牧字十八町三七〇七番一、三七〇七番二、三七〇七番五、三七〇七番六                                       | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地   |
| 産 七三 | 大垣市上石津町上多良字上ノ平一一四〇番一、一一四二番一  | 規則第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地   |
| 産 七四 | 大垣市北方町五丁目四五番   | 規則第十二条の三十一第一号に掲げる埋立地   |
| 産 七五 | 安八郡安八町牧字忠三河渡三八五七番一   | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地   |
| 産 七六 | 安八郡安八町牧字新長田四七九四番、  | 規則第十二条の三十一第一号  |

|      |   |                      |
|------|---|----------------------|
| 産 八八 | 大垣市外濑三丁目五四番一の一部、五七番一の一部、五七番二の一部               | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 八七 | 大垣市木戸町字万後二四二番一、二四二番一、二四三番一                    | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 八六 | 大垣市横曾根一丁目一六五番一、一六五番二、一六五番三、一六五番四              | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 八五 | 大垣市横曾根四丁目四五番一                                 | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 八四 | 大垣市青柳町二丁目二七三番、二七四番、二八四番                       | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 八三 | 大垣市横曾根四丁目四〇番、四一番一                             | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 八二 | 大垣市昼飯町字東町田二七〇番三                               | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 八一 | 大垣市開発町五丁目六七番一の一部、六七番二の一部、六七番三の一部、六七番四の一部      | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 八〇 | 大垣市築捨町四丁目八六番                                  | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 七九 | 大垣市開発町五丁目七二番一、七二番二、七二番三、七二番四、七二番五             | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 七八 | 安八郡安八町牧字十八町三七〇四番一、三七〇四番二、三七〇五番一、三七〇六番一、三七〇六番四 | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
| 産 七七 | 安八郡安八町牧字半田四二二八番一                              | 規則第十二条の三十一第二号に掲げる埋立地 |
|      | 四七九五番、安八郡安八町中字大平一五七二番                         | に掲げる埋立地              |

岐阜県告示第百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

| 名 称                | 開 設 者          | 所 在 地          | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|----------------|----------------|-----------|
| 医療法人東山会 長良川クリニツク   | 医療法人東山会        | 羽島市竹鼻町梅ヶ枝町三七〇一 | 平成四・一〇・一  |
| はら内科クリニツク          | 原 淳 一          | 多治見市大畑町西仲根三七   | 同         |
| むかわハートクリニツク        | 武川 博 昭         | 大垣市寺内町三五三      | 同         |
| ひらの内科クリニツク         | 医療法人ひらの内科クリニツク | 各務原市蘇原瑞穂町三七六   | 同         |
| 日本調剤各務原薬局          | 日本調剤株式会社       | 各務原市蘇原東栄町二一〇二  | 同         |
| 真央莉薬局 中山店          | 有限会社アクシス       | 高山市下岡本町三〇四八一四  | 同         |
| 中日調剤薬局 寺内店         | 有限会社中日調剤       | 大垣市寺内町三六二四     | 同         |
| びくしい整形外科           | 佐 多 和 仁        | 可児市帷子新町二一五     | 平成四・二・一   |
| さわやか内科クリニツク        | 中村 勝 重         | 関市山田八三三        | 同         |
| 医療法人知真会 かほぎ内科クリニツク | 医療法人知真会        | 加茂郡坂祝町黒岩三八六一   | 同         |



滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 休止年月日  
 柿下歯科医院 柿下修 飛騨市神岡町東町四六五 平成四・八三〇

岐阜県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設者 所在地 変更年月日  
 のぞみ歯科クリニック 渋谷太郎 旧 本巣郡北方町加茂三 平成四・九三〇  
 新 本巣郡北方町東加茂一六三

コスモス薬局みずほ店 新 株式会社コスモス薬局 瑞穂市本田五五六 平成四・七五

コスモス薬局大垣店 旧 株式会社コスモス薬局 大垣市禾森町五 五〇 平成四・七五  
 新 株式会社コスモス薬局

さかえ調剤薬局 有限会社ながせ 新 本巣郡北方町栄町一三七 平成四・九三三  
 旧 本巣郡北方町加茂三〇八 一二四

岐阜県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

| 指定訪問看護事業者等の名称 | 指定訪問看護事業者等の事務所の所在地    | 訪問看護ステーション等の名称    | 訪問看護ステーション等の所在地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|-----------------------|-------------------|-----------------|-----------|
| 医療法人徳洲会       | 大阪府大阪市北区梅田一丁目三番一 一〇〇号 | 医療法人徳洲会訪問看護ステーション | 大垣市林町六 八        | 平成 二四・三・一 |

岐阜県告示第百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定

により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。  
平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

大垣市

二 事業の種類

大垣市江東地区センター駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県大垣市浅草二丁目地内（以下「本件起業地」という。）

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、大垣市が事業主体となり、本件起業地に江東地区センター駐車場を整備するもので、法第三条第三十二号に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、既に財源措置を講じており、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

大垣市は第五次総合計画において「一人ひとりが輝く協働のまちづくり（市民協働）」を目指し、市民自治施設の充実を図っている。そのうち、地域コミュニティ活動などに対応する多面的な機能を併せ持つ地区センターは、昭和六十年に東地区センターが建設されて以来、現在までに各小学校単位に十八地区センター

が設置されており、それぞれの地域で活発に利用されている。とりわけ、江東地区センターにおいては、児童館の機能を有する「子ども城」を併設したところ、活動内容や取組が多く、保護者に受け入れられ、現在では、地域住民だけでなく、市内外からも多くの来館者がある。

しかしながら、駐車場が不足しており、来館者が道路上に駐車するため、往來する自動車、歩行者等の妨げとなり、交通渋滞を引き起こしている。

本件事業が完成することにより、子育て世代等の利用者の利便性の向上と諸団体が不便なくまちづくり活動を実施することが可能となり、ひいては、市民協働、市民自治の推進に寄与するものと考えられる。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は無く、希少な動植物の存在も確認されていないため、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、江東地区センター周辺の三案について、社会的条件、経済的条件及び技術的条件から総合的に検討した結果、本件起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、駐車場不足により交通渋滞が誘発され、地域住民はもとより、来館者を巻き込んだ交通事故が起きる危険性が高まっている。また、近隣の住民や利用者から路上駐車解消の要望が出されている。したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
大垣市役所かがやきライフ推進部まちづくり推進課

岐阜県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

|       |        |                                  |        |              |          |    |
|-------|--------|----------------------------------|--------|--------------|----------|----|
| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                              | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル）  | 延長（メートル） | 備考 |
| 一般国道  | 三百六十一号 | 高山市高根町中之宿字御堂ノ平三七六番一地从先から同市同一地先まで | 字林     | 四・二<br>一・九・二 | 五五〇〇     |    |

岐阜県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

|       |                   |                                   |        |             |          |                          |
|-------|-------------------|-----------------------------------|--------|-------------|----------|--------------------------|
| 道路の種類 | 路線名               | 区 間                               | 区域変更前後 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） | 備考                       |
| 県道    | 和知線<br>兼山線<br>停車場 | 可児市兼山字外町川方一<br>二〇九番四二地先から同市同一地先まで | 字同     | 七・六<br>三・六  | 二・四      | 県道八<br>治見津<br>百津部<br>と重用 |
|       | 多治見線<br>八百津線      | 可児市兼山字外町川方一<br>二〇九番四二地先から同市同一地先まで | 字同     | 七・六<br>三・六  | 二・四      | 県道八<br>知山和<br>停車場<br>と重用 |

岐阜県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類        | 路線名                                      | 区    | 間     | 延長(メートル) | 供用開始の期日       | 備考(区域又は決定の年月日) |
|-------------|--|------|-------|----------|---------------|----------------|
| 多治見線<br>八百津 | 可児市久々利柿下入会字浅間<br>山八八番二地先から<br>野六三二番七地先まで | 同 柿下 | 同 字神崎 | 二六〇〇     | 平成<br>二五・三・一五 | 平成<br>二〇・七・元   |

岐阜県告示第四百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年三月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

| 道の種類              | 路線名                                  | 区    | 間    | 延長(メートル) | 供用開始の期日       | 備考(区域又は決定の年月日) |
|-------------------|--------------------------------------|------|------|----------|---------------|----------------|
| 和知線<br>兼山線<br>停車場 | 可児市兼山字外町川方二二〇<br>九番四一地先から<br>同 市同 字同 | 同 市同 | 同 字同 | 二・四      | 平成<br>二五・三・一五 | 平成<br>二五・三・一五  |
| 多治見線<br>八百津       | 可児市兼山字外町川方二二〇<br>九番四二地先から<br>同 市同 字同 | 同 市同 | 同 字同 | 三三・八     | 平成<br>二五・三・一五 | 平成<br>二五・三・一五  |

岐阜県告示第四百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地   | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|----------|---------|---------------------|
| 阿多粕2  | 下呂市小坂町門坂 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

| 区域の名称 | 区域の所在地    | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-----------|---------|---------------------|
| 山本    | 加茂郡川辺町福島  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 東平    | 加茂郡川辺町鹿塩  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 中川浦2  | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |

所及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務

|       |           |         |         |
|-------|-----------|---------|---------|
| 治田洞 2 | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 治田洞 3 | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平古市 5 | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平古市 7 | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 柏ヶ洞   | 加茂郡川辺町柏ヶ洞 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 上水無瀬川 | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 下水無瀬川 | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 山本川   | 加茂郡川辺町福島  | 次の図のとおり | 土石流     |
| 林前    | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 土石流     |
| 中川浦   | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 土石流     |

岐阜県告示第百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

|       |            |         |                     |
|-------|------------|---------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地     | 区域の表示   | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 中西 2  | 加茂郡八百津町上牧野 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊             |
| 箱岩川上  | 加茂郡八百津町和知  | 次の図のとおり | 土石流                 |
| 箱岩川下  | 加茂郡八百津町和知  | 次の図のとおり | 土石流                 |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務

所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

|       |          |                               |                     |
|-------|----------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地   | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 阿多相 2 | 下呂市小坂町門坂 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

|       |        |                               |                     |
|-------|--------|-------------------------------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|-------------------------------|---------------------|

|       |           |         |         |
|-------|-----------|---------|---------|
| 山本    | 加茂郡川辺町福島  | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 中川浦2  | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 治田洞3  | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平古市5  | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 平古市7  | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下水無瀬川 | 加茂郡川辺町上川辺 | 次の図のとおり | 土石流     |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四百十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

|       |            |                               |                     |
|-------|------------|-------------------------------|---------------------|
| 中西2   | 加茂郡八百津町上牧野 | 次の図のとおり                       | 急傾斜地の崩壊             |
| 区域の名称 | 区域の所在地     | 区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県可茂土木事務所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十五年三月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 届出年月日  
平成二十五年三月四日
- 二 届出者の氏名又は名称  
株式会社クスリのアオキ
- 三 建物の名称及び所在地  
(仮称)クスリのアオキ中野店  
大垣市中野町三丁目三六番 外
- 四 大規模小売店舗の新設日  
平成二十五年十一月五日
- 五 店舗面積  
一、三七八・五七平方メートル
- 六 駐車場の収容台数  
四六台
- 七 荷さばき施設の面積  
三二平方メートル

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業瑞浪東部地区大湫工区の換地処分を平成二十五年三月四日にしたため、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県森林地理情報システム再開発及び運用保守委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

岐阜県森林地理情報システム再開発及び運用保守委託業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達役務の名称及び数量

岐阜県森林地理情報システム再開発及び運用保守委託業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成25年4月4日（木）午後5時（郵送の場合は必着のこと。）

(2) 提出先 〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

平成25年3月31日まで 岐阜県林政部森林整備課森林計画係

画係

平成25年4月1日から 岐阜県林政部林政課森林計画係

電話 058-272-1111（内線3025）

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成25年3月15日（金）から平成25年3月29日（金）までの毎日（県

の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の②に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の②に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment: Replacement, operation and maintenance of the Forest Geographic Information System

(2) Date and time for the distribution of materials for comment: Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 15 March 2013 through 29 March 2013 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 4 April 2013. (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 4 April 2013.)

(4) For further information, please contact: (Until 31 March 2013)

Forestry Resources Management Division, Department of Forestry Policy, Gifu Prefectural Government

(From 1 April 2013) Forestry Policy Division, Department of Forestry Policy, Gifu Prefectural Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111 Ext. 3025

公共測量の窓口

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間

平成二十四年十月四日から

同 二十五年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町並びに安八郡輪之内町及び安八町

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

美濃加茂都市計画道路事業の周知

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画道路事業の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画事業の種類及び名称

美濃加茂都市計画道路事業

二 施行者の名称

三・四・六号 塚原河渡線

岐阜県

三 事務所の所在地

岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県都市建設部街路公園課

四 事業地の所在

収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第四項の規定により、岐阜県百年公園の指定管理者である青協・吉村・昭和業務特別共同企業体から変更の届出があったので、同条例第九条の八の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

団体の代表者の氏名

（変更前）天池 孝一

（変更後）各務 剛児

二 変更年月日

平成二十五年一月三十日

道路交通法に基づく技能検定員審査（大型・中型・普通・大特・普自<sup>けん</sup>・牽引<sup>けん</sup>・大型二種・中型二種・普通二種）の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）以下「法」という。（第九十九条の二第四項第一号イの規定に基づく技能検定員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）第一条の規定により公示

する。

平成二十五年三月十五日

岐阜県公安委員会

委員長 石 井 成 一

一 技能検定員審査の種類、期日及び場所

| 審査の種類                            | 期 日   | 場 所                 |
|----------------------------------|---|---------------------|
| 大型自動車免許に係る<br>技能検定員審査(大型)        | 平成二十五年九月二十六日<br>同 年十一月十一日   | 岐阜市三田洞東一丁目二<br>番八号  |
| 中型自動車免許に係る<br>技能検定員審査(中型)        | 平成二十五年九月十八日<br>同 年同月二十五日  | 岐阜県警察本部交通部運<br>転免許課 |
| 普通自動車免許に係る<br>技能検定員審査(普通)        | 同 年同月三十日<br>同 年十月七日<br>同 年十一月六日<br>同 年同 月十四日                            |                     |
| 普通自動車免許に係る<br>技能検定員審査(普通)        | 平成二十五年七月十六日及<br>び同月十七日<br>同 年八月十九日                                      |                     |
| 大型特殊自動車免許に<br>係る技能検定員審査<br>(大特)  | 平成二十五年九月十九日<br>同 年十月三日<br>同 年十一月七日                                      |                     |
| 普通自動二輪車免許に<br>係る技能検定員審査<br>(普自二) | 平成二十五年九月十七日<br>同 年同月二十四日<br>同 年十月一日<br>同 年同月八日<br>同 年十一月五日<br>同 年同 月十二日 |                     |
| 牽引免許に係る技能検<br>査                  | 平成二十五年十月二日  |                     |

定員審査(牽引)

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 大型自動車第二種免許<br>に係る技能検定員審査<br>(大型二種) | 同 年同月九日<br>同 年十一月十三日<br>平成二十五年五月七日<br>同 年同月二十日<br>同 年十二月二日<br>同 年同 月十六日 |
| 中型自動車第二種免許<br>に係る技能検定員審査<br>(中型二種) | 平成二十五年五月七日<br>同 年同月二十日<br>同 年十二月二日<br>同 年同 月十六日                         |
| 普通自動車第二種免許<br>に係る技能検定員審査<br>(普通二種) | 平成二十五年五月七日<br>同 年同月二十日<br>同 年十二月二日<br>同 年同 月十六日                         |

二 技能検定員審査の申請手続に関する事項

1 申請に必要な書類

- ア 審査申請書
  - イ 住民票の写し
  - ウ 運転記録証明書
  - エ 技能検定員審査の種類に応じた運転免許証の写し
  - オ 第二種免許に係る審査については、規則第七条第一項の表に規定する当該技能検定員資格者証の写し
  - カ 規則第十七条第一項各号、第二項各号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - 2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)
  - 3 その他技能検定員審査の実施に関し必要な事項
- 1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許に係る技能検定員審査の審査方法等

| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法等 |
|------|------|-------|
|      |      |       |

|            |            |            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 |
|            |            | 自動車に関する知識  | 自動車に関する知識  | 自動車に関する知識  | 自動車に関する知識  |
| 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 |
| 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 |

2 大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査の審査方法等

|      |      |       |            |            |            |
|------|------|-------|------------|------------|------------|
| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法等 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 |
|      |      |       | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 |
| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法等 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 |
| 審査項目 | 審査細目 | 審査方法等 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 | 技能検定に関する知識 |

一 教習指導員審査の種類、期日及び場所

| 審査の種類                 | 期日                     | 場所              |
|-----------------------|------------------------|-----------------|
| 大型自動車免許に係る教習指導員審査(大型) | 平成二十五年六月十九日<br>同 年七月四日 | 岐阜市三田洞東一丁目二番八号  |
| 中型自動車免許に係る            | 同 年八月十二日               | 岐阜県警察本部交通部運転免許課 |

平成二十五年三月十五日

岐阜県公安委員会  
委員長 石 井 成 一

道路交通法に基づく教習指導員審査(大型・中型・普通・大特・普自<sup>けん</sup>・牽引<sup>けん</sup>・大型二種・中型二種・普通二種)の実施

道路交通法(昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。)第九十九条の三第四項第一号イの規定に基づく教習指導員審査を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)第十条第二項において準用する規則第一条の規定により公示する。

|  |   |
|--|---|
| 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 | その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。                |
| 自動車に関する知識  | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。 |

|                            |              |  |
|----------------------------|--------------|--|
| 教習指導員審査(中型)                | 同<br>年同月二十日  | <p>に係る教習指導員審査<br/>(中型二種)</p> <p>同 年同月二十日</p> <p>同 年十二月二日</p> <p>同 年同 月十六日</p> <p>普通自動車第一種免許<br/>に係る教習指導員審査<br/>(普通二種)</p> <p>同 平成二十五五年五月七日</p> <p>同 年同月二十日</p> <p>同 年十二月二日</p> <p>同 年同 月十六日</p> <p>二 教習指導員審査の申請手続に関する事項</p> <p>1 申請に必要な書類</p> <p>ア 審査申請書</p> <p>イ 住民票の写し</p> <p>ウ 運転記録証明書</p> <p>エ 教習指導員審査の種類に応じた運転免許証の写し</p> <p>オ 第二種免許に係る審査については、規則第十五条第一項の表に規定する当該教習指導員資格者証の写し</p> <p>カ 規則第十七条第一項各号、第四項各号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面</p> <p>2 提出先 岐阜県公安委員会(交通部運転免許課経由)</p> <p>三 その他教習指導員審査の実施に関し必要な事項</p> <p>1 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許に係る教習指導員審査の審査方法等</p> |
| 普通自動車免許に係る教習指導員審査(普通)      | 同<br>年同月二十七日 |  |
| 普通自動車免許に係る教習指導員審査(普通)      | 同<br>年七月三日   |  |
| 普通自動車免許に係る教習指導員審査(普通)      | 同<br>年八月五日   |  |
| 普通自動車免許に係る教習指導員審査(普通)      | 同<br>年同月十四日  |  |
| 普通自動車免許に係る教習指導員審査(普通)      | 同<br>年同月三十一日 |  |
| 普通自動車免許に係る教習指導員審査(普通)      | 同<br>年八月三十日  |  |
| 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査(大特)    | 平成二十五五年六月十日  |  |
| 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査(大特)    | 同<br>年同月十七日  |  |
| 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査(大特)    | 同<br>年同月二十四日 |  |
| 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査(大特)    | 同<br>年七月一日   |  |
| 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査(大特)    | 同<br>年同月十日   |  |
| 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査(大特)    | 同<br>年八月八日   |  |
| 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査(大特)    | 同<br>年同月十五日  |  |
| 普通自動車二輪車免許に係る教習指導員審査(普自二)  | 平成二十五五年六月十一日 |  |
| 普通自動車二輪車免許に係る教習指導員審査(普自二)  | 同<br>年同月十八日  |  |
| 普通自動車二輪車免許に係る教習指導員審査(普自二)  | 同<br>年同月二十五日 |  |
| 普通自動車二輪車免許に係る教習指導員審査(普自二)  | 同<br>年七月九日   |  |
| 普通自動車二輪車免許に係る教習指導員審査(普自二)  | 同<br>年八月六日   |  |
| 普通自動車二輪車免許に係る教習指導員審査(普自二)  | 同<br>年同月十三日  |  |
| 牽引免許に係る教習指導員審査(牽引)         | 平成二十五五年六月十二日 |  |
| 牽引免許に係る教習指導員審査(牽引)         | 同<br>年同月二十六日 |  |
| 牽引免許に係る教習指導員審査(牽引)         | 同<br>年七月八日   |  |
| 牽引免許に係る教習指導員審査(牽引)         | 同<br>年八月七日   |  |
| 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査(大型二種) | 平成二十五五年五月七日  |  |
| 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査(大型二種) | 同<br>年同月二十日  |  |
| 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査(大型二種) | 同<br>年十二月二日  |  |
| 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査(大型二種) | 同<br>年同 月十六日 |  |
| 中型自動車第二種免許                 | 平成二十五五年五月七日  |  |

|  |  |   |   |  |   |             |             |                 |                      |                 |   |             |  |   |  |              |  |
|--|--|---|---|--|---|-------------|-------------|-----------------|----------------------|-----------------|---|-------------|--|---|--|--------------|--|
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1385 315 1441 562"> <p>に必要な教習の技能</p> </td> <td data-bbox="1225 315 1385 562"> <p>学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="794 315 1225 562"> <p>法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識<br/>自動車教習所に関する法令についての知識<br/>教習指導員として必要な教育についての知識</p> </td> <td data-bbox="794 562 1225 1070"> <p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</p> </td> </tr> </table> | <p>に必要な教習の技能</p>   | <p>学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p>       | <p>法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識<br/>自動車教習所に関する法令についての知識<br/>教習指導員として必要な教育についての知識</p> | <p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</p> | <p>2 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査の審査方法等</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="632 315 679 562"> <p>審査項目</p> </td> <td data-bbox="632 562 679 1070"> <p>審査細目</p> </td> <td data-bbox="496 315 632 562"> <p>教習に関する技能</p> </td> <td data-bbox="496 562 632 1070"> <p>技能教習に必要な教習の技能</p> </td> <td data-bbox="400 315 496 562"> <p>教習に関する知識</p> </td> <td data-bbox="400 562 496 1070"> <p>道路運送法(昭和二十六年法律第百八十二号)第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="632 562 679 1070"> <p>審査細目</p> </td> <td data-bbox="496 562 632 1070"> <p>技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。</p> </td> <td data-bbox="400 562 496 1070"> <p>実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること。</p> </td> <td data-bbox="201 562 400 1070"> <p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</p> </td> <td data-bbox="153 562 201 1070"> <p>審査方法等</p> </td> <td data-bbox="153 1070 201 2096"> <p>る法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> </td> </tr> </table> | <p>審査項目</p> | <p>審査細目</p> | <p>教習に関する技能</p> | <p>技能教習に必要な教習の技能</p> | <p>教習に関する知識</p> | <p>道路運送法(昭和二十六年法律第百八十二号)第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する</p> | <p>審査細目</p> | <p>技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。</p> | <p>実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること。</p> | <p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</p> | <p>審査方法等</p> | <p>る法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> |
| <p>に必要な教習の技能</p>   | <p>学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p>  |   |   |  |   |             |             |                 |                      |                 |   |             |  |   |  |              |  |
| <p>法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識<br/>自動車教習所に関する法令についての知識<br/>教習指導員として必要な教育についての知識</p>  | <p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</p> |   |   |  |   |             |             |                 |                      |                 |   |             |  |   |  |              |  |
| <p>審査項目</p>  | <p>審査細目</p>  | <p>教習に関する技能</p>                                 | <p>技能教習に必要な教習の技能</p>  | <p>教習に関する知識</p>  | <p>道路運送法(昭和二十六年法律第百八十二号)第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する</p>   |             |             |                 |                      |                 |   |             |  |   |  |              |  |
| <p>審査細目</p>  | <p>技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。</p>   | <p>実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること。</p> | <p>論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。</p>    | <p>審査方法等</p>   | <p>る法律(平成十三年法律第五十七号)第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>  |             |             |                 |                      |                 |   |             |  |   |  |              |  |

平成二十五年三月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社